

(文書処理上の記事)

18号暦合併(2件)

文書番号	昭和37年 第18号
受付	昭和37年 5月6日
起案	昭和37年 5月6日
決裁(供覧)	昭和37年 5月8日
施行	昭和37年 5月8日

内閣府

建設省

建設省

建設省

起案者
係
電話
番

(件名) 全国都道府県知事会議における内閣総理大臣の
発言に關する事項について(依頼)

また5月29日(火)開催予定の全国都道府県知事会議
における内閣総理大臣の演説に關する事項と下記の
とおり5月18日(金)までに提出するよう各府県に依頼する
こととした。

案

内閣

220

昭和27年5月11日

各省文書課長及び総務課長
別表(1)・(2) } 所(共通)

(1) 内閣府内閣事務官室
首席内閣参事官

件 名

政府主催の全国都道府県知事会議は、また5月29日
(火)に開催されることになり、同会議における内閣
総理大臣の演説中に、このことを希望する事項があれば、
5月18日(金)までに当室へお送り願います。

別表 (1)

~~首席内閣参事官~~

内閣審議室長

内閣調査室長

法制局長官総務室主幹

人事院事務総局管理局管理課長

憲法調査会事務局長

国防会議事務局長

公正取引委員会事務局総務課長

警察庁長官官房総務課長

土地調整委員会事務局総務課長

首都圏整備委員会事務局庶務課長

宮内庁長官官房秘書課長

行政管理庁長官官房秘書課長

北海道開発庁庶務課長

防衛庁長官官房総務課長

経済企画庁長官官房秘書課長

科学技術庁長官官房総務課長

裏
面
白
紙

別表 (2)

	内閣総理大臣官房人事課長
同	会計課長
同	審議室長
同	公務員制度調査室長
同	広報室長
同	総理大臣官邸事務所長
同	厚生管理官
同	内閣文庫長
同	賞勲部長
総理府恩給局長	
同	統計局長
同	特別地域連絡局長
那覇日本政府南方連絡事務所長	
中央災害救助対策協議会事務局長	
中央駐留軍離職者等対策協議会事務局長	
社会保障制度審議会事務局長	
中央青少年問題協議会事務局長	
同和対策審議会事務局長	
臨時行政調査会事務局長	
日本学術会議事務局長	

裏面
白紙

(文書処理上の記事)

文書番号 内閣参事第 18 号

受付 昭和 年 月 日 校訂

起案 昭和 37 年 5 月 18 日

決裁 (供覧) 昭和 37 年 5 月 18 日 発送

施行 昭和 37 年 5 月 21 日

~~内閣総理大臣~~

~~内閣官房長官~~

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

起案者
係
電話 番

(件名) 全国都道府県知事会議における内閣
総理大臣の訓示にもり込む事項につ
いて

標記について 各省庁等から別紙のとおり送
付があったので 供覧します。
なお、供覧後は 自治省 へて 送付すること
といたしたい。

内 閣

裏面白紙

総理演説参考資料（外交政策の部） 外務省

一、最近の国際情勢

昨年初頭米国のケネディ新政権の出現により、世界は米ソ両国を中心とする東西対立関係に何等かの打開の道が開かれるのではないかとの期待をよせたが、昨年六月に行なわれたケネディ、フルシチョフ会談は、結局米ソ両国の基本的立場の相異を露呈するに終り、その後ソ連は北朝鮮との軍事同盟の締結、軍事費の大巾増額、東西ベルリン障壁の構築等の一連の強硬策を実行に移すとともに、昨年九月には世界与論の反撃を意に介する様子もなく一方的に核実験の再開を強行するに至つた。これに対し米国も国防体制の強化を促進するとともに、最近に至

り遂に核実験の再開に踏み切り、かくて世界は東西対立のきびしさをあらためて認識させられた。

当面の東西対立の焦点は西はベルリン問題、東はラオス情勢にしぼられ、これ等二問題の今後の推移が本年度の世界情勢の動向を左右するものと予想される。ベルリンについてはソ連は昨年八月東西ベルリン間に障壁を構築するという強硬手段に訴えたが、その後東独政府との単独講和等の一方的措置に出ることは差控え、ベルリン問題に対するその基本的主張は堅持しつつも、米国との交渉に応ずるとの立場に転じ、目下ベルリン通路の国際管理案を中心として交渉が継続中である。交渉の成否は必ずしも予断を許さず、また仮りに何等かの合意を見るに至つ

たとしてもそれがベルリン問題を抜本的に解決する如き性質のものたり得ないことは明らかであり、ベルリン問題をめぐる東西の基本的対立関係は依然として後をひくと見ざるを得ないが、少くともソ連が交渉に応じているという事實は、ソ連が現在第三次大戦を賭してまでベルリン問題にその自己の主張を強行する意図は有していないとの証左と見ることが出来るであろう。

ラオス問題については、昨年六月のケネディ、フルシチョフ会談において両者の意見一致を見た唯一の具体的問題としてラオス中立化の原則が相互に確認された。その後ラオス三派の間にスーバナ・ブーマを首班とする連立政権の樹立について屢次に亘る協議が行なわれたがその都度失敗に終り、最近に至りパテトラオ軍が突然軍事行動を起し、ナムタを占領するに及び米國は急遽タイのラオス国境地方に軍隊を投入するという事態に発展した。しかしその後の情勢によれば、パテトラオ軍もそれ以上の軍隊の進出は差控えており、他方、米ソの間にあらためてラオス中立の方針に変更ないことが確認された模様であり、ラオスが再び内戦の場と化し、これがひいてはラオスをめぐる

東西の軍事的抗争に発展する危険は避けられそうな形勢である。ラオス三派の間に近く再び連立内閣樹立の協議が行なわれることが予想されているが、その成り行きは必ずしも予断を許されない。

以上の如く当面の世界情勢は、東西対立の基調には何等の變化もないまま具体的に発生する諸問題については、米ソ両国とも第三次世界大戦の発生を極力避けるとの立場から、何等かの妥協の道を探究する努力が継続されて行くものと見られる。

この間アジア地域においては、中共の出方が特に注目されるが、一時険悪を伝えられた中ソの対立も最近は若干緩和の徴候を見せ、また中共はその国内経済の困難克服のためにその主力

を傾けると見られるので、当面中共がアジア地域において新たな軍事的行動に出る可能性は少いと思われる。

二、今後のわが国外交の方向と重点

わが国は今後も「国連中心」「自由陣営諸国との協力」「アジアの一国としての立場」の三原則を軸として、巾広い平和政策を展開することをその外交政策の基本とするものである。これ等三原則は互に相矛盾するものではなく、これ等三原則に基づく外交政策が相補完しつつ、世界平和維持の全きを期せんとするものである。

国際連合は未だ十分の権威をもつた真の世界平和維持機構としての実体を備えるに至らず、国際連合がかえつて東西抗争の場利用され勝ちであることは遺憾であるが、世界の恒久平和の理想を達成するためには、国連の権威と機能を強化するため

今後とも不断の努力を傾けるべきである。かかる見地よりわが国は従来より国連の活動には積極的に協力し、特に世界緊張激化の因をなす核実験の停止問題、植民地問題等に関しては、積極的建設的な役割を演じてきたが、今後にもかかる努力を倍加せんとするものである。

わが国が自由民主々義を国の基本方針とする以上、他の自由民主々義国と協力することは当然のことであるが、同時に国連が世界平和維持機構としての完全なる役割を果たすに至らず、世界平和が東西両勢力の力の均衡関係に立つて保たれている現在の世界情勢下においては、軍事的の面は別として、政治的経済的に世界政治の上においてますます重要な地位を占めつつある

わが国としては、世界の均衡関係を維持する上からも、自由障
害の一員としての立場を堅持すべきである。ただし、今後のわ
が国の自由障害との協力は、わが国の国際的地位に応じてあく
まで自主的立場に立つてこれを行なわんとするものであり、昨
年池田総理がケネディ大統領と会談し、今後日米両国は単に
両国間の問題に止らず、広く世界平和維持のための諸方策につ
いて、真に対等の地位に立つて相協力することが確認されたこ
とは、極めて意義深いことである。

現在世界の調和ある発展と協力関係を阻害している大きな原因の一つは、いわゆる後進国の不安定な政治経済事情に存している。アジアに位置し、アジアにおける唯一の発達した工業国である日本が、アジア全体の安定と繁栄のために貢献すべきことは、わが国の当然の責務であるのみならず、アジアにおける不安と動揺を除去して、広く世界平和に寄与するゆえんである。このことは自由陣営の一員としての日本の立場といささかも矛盾するものではなく、これ等二つの立場が両々相俟つてこそ世界平和維持の目的が達成されるものである。

世界平和は人類共通の願望であるが、平和はこれを口に唱えるばかりで達成されるものではない。わが国外交は、わが国の

置かれた国際的地位を十分認識しつつ、あくまでも忍耐強くかつ地道に平和への努力を積み重ねて行くところに、その真価を発揮すべきである。

政府は、以上の基本方針を背景とし、特にアジア外交を重視するとともに、当面世界緊張激化を緩和するための急務である核実験禁止問題について更に努力を続け、他方経済外交の積極的進展に外交政策の重点を置かんとするものである。

(1) 核実験禁止協定の促進

世界における唯一の核被害国であるわが国は、理由の如何を問わず核兵器実験には反対の立場を堅持するものである。特に昨年ソ連が一方的に核実験を再開し、続いて米国も最近実験を再開するに至り、核兵器実験の悪循環を起こす虞れのあることは、世界の緊張を激化せしめるものである。

政府は米ソの核実験再開に強く反対し歴次に亘つてこれに抗議を続けてきたが、核実験を停止せしめるためには有効なる実験禁止協定が速やかに締結されることが望ましい。而して核実験禁止協定の成立のためには、有効な管理組織をもつことが先決要件である。管理組織のない協定はかえつて不信と

不安を生む結果となりかねない。わが国はこのような原則に立つて、目下ジュネーヴにおいて開催中の軍縮会議参加国に対し速やかなる協定締結方について積極的に働きかけているが、今後も協定の早期締結のためにあらゆる努力を傾けんとするものである。

(2) 経済外交の推進

わが国は、現在健全経済成長政策を進めつつ、当面の国際収支上の困難を克服し、かつ、貿易為替自由化を促進するという立場にあるが、そのためには輸出の振興が至上命令となつてゐる。これがため次の諸施策を推進する。

(1) 通商航海条約等の締結

政府は、わが国の通商貿易を長期かつ安定した法的基礎の上におくため、通商航海条約ないし類似協定のため従来とも努力してきており、戦後既に十五箇国と締結し、戦前との復活した分を併せ計三十箇国と条約協定関係にあるが、更に、現在英国、イラン、アラブ連合、エル・サルヴァドルの四箇国と交渉中である。中でも日英通商航海条約は将来の対欧州交渉に及ぼす影響等を考えて極めて困難な交渉ではあるが、円満な妥結を図るべく努力中である。

(ロ) 通商上の対日差別撤廃

政府はガット三十五条援用をはじめとするわが国に対する通商上の差別撤廃を強く要望してきた。昨年十一月のガット総会においては、わが国の地道な努力により一段と本

問題の重要性が広く理解されるに至り、その後チュニジア、キューバ、ガーナ、ニュージラランドが相次いで三十五条の援用を撤回した。またフランスとは本年二月貿易取極を結んだ結果、欧州において関税上の対日差別を行なう国は皆無となり、ベネルックスとの通商協定も本年四月から正式に発効した。先般ベルギーのアルベール殿下とともに訪日したブラッスール貿易大臣の語るところによつても、対日三十五条援用撤回につき好意的に考慮することが期待される。またイタリアとも混合委員会を開いた結果、対日差別はかなり大巾に縮小されるに至つた。また近くドイツ、オーストリア等との交渉によつて今後のわが国の対西欧貿易は相当程度の増進が期待されるが、対日差別撤廃については今後とも大いに努力したいと考えている。

イ) 対欧州施策

自由世界の内部において最も注目すべきことは、旧来の国家主権の考えを修正しつつ、欧州文明の伝統と自由を守るといふ強い自覚の下に、西欧六カ国が企画した欧州経済共同体が急速にその統合の成果をあげつつあることである。

更に英国その他の欧州自由貿易連合の諸国が加入ないし連合するための交渉を行なっているので優に米ソ両国に匹敵する強大な経済圏として「新しいヨーロッパ」が出現しつつある。これに対し米国のケネディ大統領は議会に通商拡大法案を提出し、関税の大巾な引下げ等を図り、もつて欧州経済共同体との連繫を密接にしようと並々ならぬ決意

を示しているので、欧州経済共同体と米国という大工業圏の経済的紐帯の強化が予測される。また欧州諸国に米国、カナダを加えた経済協力開発機構（OECD）も昨年十月以来活動を開始した。

このような動きに対し、政府は従来から西欧諸国との経済交渉を強力に推進するとともに共同体の対日通商政策をできるだけ自由なものとするよう共同体加盟国及び共同体当局との間の接触をますます密にしてこれら諸国に対するわが国の輸出の増加に努めるとともに、わが国産業の競争力培養のための諸方策を併せ強力に断行して行きたいと考えている。またこれら地域との相互の認識を深めるために

は、民間の人的交流は極めて必要であり、また効果的な方法と考えているので、政府としても出来る限りの援助を行なう考えである。

(二) 対アジア政策

わが国はアジアの一員であるとともに、東南アジア諸国はわが国にとって重要な市場である。従つてアジアはもち論、アフリカ諸国等発展途上にある諸国の産業開発を援助し、その発展に寄与することは、これら諸国の安定ひいては世界平和にも貢献するものである。欧州経済共同体の競争力の増加に対応して、これらアジア・アフリカ地域へのわが国の輸出にはますます本腰を入れなければならない。

政府としては、これら諸国との長期的友好関係の樹立を目ざして、国内において輸出入銀行、海外経済協力基金の資金の充実、海外技術協力事業団の設立などにより、これら諸国に対する経済技術協力の体制をますます強化、充実する所存であり、他方このためにコロンボプラン、国連関係諸機関との協力に努めるとともに他の先進工業諸国との積極的協調を推進している。

またこれら諸国からの一次産品の買付増加については、わが国の貿易自由化の進展とともに、ますます困難な問題を生じているが、それら諸国に対する経済技術協力の推進と相俟つて、その買付増加につき一段と工夫をこらす傍ら、

総合的かつ弾力的な輸出振興策を随時実施して、わが国輸出の維持発展を図りたい。

裏面白紙

全国都道府県知事会連における内閣総理大臣の説示に就き
む事項について

昭三マ 兵 一八
大蔵省

大蔵省

最近の経済情勢について

最近の経済情勢は、輸出が好調な反面、国内においては、卸売物価の軟化、製品在庫の累増等、景気調整策の浸透が見られ、景気に対する企業の先行き観にもかなりの変化が生じつつあるやに見られる。しかし、経済の調整過程は、当初の予想に比し遅れ、生産の推移や輸入の見通し等については、なお予断は許されず、経済の現状は、極めて微妙な段階にある。

従つて、政府としては、今後の景気動向については、ここ一兩月、特に慎重に注視していく所存であるが、本年度下期中に国際収支の均衡を回復するとの目標は堅持し、従来実施してきた設備

投資の抑制等の景気調整策は、その徹底を期する必要があると考
えている。

三 地方財政について

地方財政は、ここ数年来、国、地方を通ずる財政健全化の努力
にあわせて、経済の好況に恵まれ、著しく好転し、地方行政の充
実にもまた顕著なものが見られることは、まことに慶賀にたえな
いところである。

昭和三十七年度における地方財源については、地方税等におい
て引き続き増収が見込まれるとともに、今回の税制改正に当り、
国から地方に対し、大巾な税源移譲を行なつて、地方自主税源を
増強し、さらに、地方交付税の率を引き上げる等の措置により地
方財政の健全化を一層促進することとした。

しかしながら、経済の動向にかんがみ、今後も引き続き近時の
ような大巾な収入増加に恵まれるかどうかは予断を許さないものが

大 蔵 省

あるので、地方公共団体におかれても、これらの財源の使用に当たつては、国の財政運営の方針と基調を一にし、財政の健全化、その弾力的運用、経費の重点化に努められ、長期にわたり着実に行政水準の向上を図りうるよう、その財政的基盤の充実強化を推進されんことを特に要望したい。

地方行政については、行政事務の配分その他幾多の問題が残されているが、特に今回の税制改正に引き続き、国庫補助金制度等についても根本的な検討を加え、これらの諸制度の総合的な運営により、社会経済の進展に即応した行政を推進するための合理的な財政制度を確立して参りたいと考える。このため、政府は三十七年度より総理府に「補助金等合理化審議会」を設置し、国および地方財政全般の見地から国庫補助金関係諸制度の合理化につい

裏面白紙

大 蔵 省

て調査審議することとした。地方団体側におかれても、問題の重
要性にかえりみ、よろしく協力をお願いしたい。

247

裏面白紙

文 部 省

国 総 第 34 号

昭和37年5月18日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

文部省大臣官房総務課長
木 田

宏

全国都道府県知事会議における内閣総理
大臣の脱示にもり込む事項について(通知)

昭和37年5月8日付け内閣参総第18号
で依頼のあつたこのことについて、別紙事項
を6部送付します。

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地
電話・電ケ関(581)4211~4246

本件についての照会・回答には必ず
上記宛先番号・月日を付して下さい。

248

裏
面
白
紙

全国道府県知事会議における内閣総理大臣の
説示にもり込むことを希望する事項

文教の問題は、国家と民族の将来を決するもつとも基本的な問題
であると考えます。

わけでも、次代をになう青少年の教育こそ国作りの大本でありま
す。教育を通じて青少年の人間形成がなされ、健全な国民の育成が
行なわれてはじめて文化国家としての繁栄を保持することができる
のであります。また高度の経済発展を支えりるための科学技術教育
の振興にも力をいたすべきであると考えております。

政府は、この趣旨に沿って、学校教育、社会教育の改善充実に努
力いたして参りました。

なお、高等学校生徒の急増については、財源措置その他について
近視眼的なより対策を講じているところでありますが、さらに今後

の経過をみながら実情に即して支障のないよう措置することとい
う所存であります。

また、政府は、義務教育の教科書無償の大方針を決め、制定をみ
た法律に基いて実施の準備を進めているところでありますが、さら
に、教育の機会均等を一段と推進するため、勤労青少年教育、特殊
教育、へき地教育等の振興に努力をいたし、育英奨学の拡充に努め
たいと考えます。

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣の
説示にもり込む事項

厚生省

社会保障の充実、経済の発展を期することと並んで今日のわが国において最も重要な課題であります。幸いに国民の深い理解と協力のもとに逐年着実な前進をとげて参りました。本年度におきましても、国民年金の内容改善、国民健康保険に対する国庫負担の強化、生活保護基準の大巾引上げ等、社会保障の分野において更に一層の前進が図られたのでありますが、これらの施策は、地方の行政と密接な関係にあり、真に国民の福祉向上を期するためには、各位の御努力に俟つところ極めて大きいものがあります。

社会保障諸施策には、なお、今後の改善を期すべきものも残されており、政府といたしましてもより一層努力して参る所存であります。各位におかれましてもこの行政の発展のために一段と御協力を賜われますようお願い申し上げます。

裏面
白紙

37総第1212号
昭和37年5月18日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

農林大臣官房総務課長

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣
の訓示にもり込む事項について(回答)

5月8日付内閣参総第18号をもつて依頼のあつたこの
ことについて別紙のとおり回答いたします。

裏
面
白
紙

全國都道府県知事会議における内閣総理大臣の訓示にもり込む事項

(昭和三七五一八)
農 林 省

一、農業基本法に基く重要施策の一環として前国会より継続審議中でありました農地法及び農業協同組合法の一部改正につきましては、この度ようやくその成立をみ、施行の運びとなりました。政府としては本法の適正円滑な運用によつて農地の流動化の促進と協業の助長を図ることとし、これによつて別途実施する農業構造改善事業促進対策と相いまつて零細農業構造を改善し、農業経営の近代化を強力に推進いたす所存であります。

二、次に最近生鮮食料品価格の値上りの傾向にかんがみ物価安定対策の一環として生産の安定的な拡大とともに流通ならびに価格形成の合理化を図る考えであります。このため既に各般にわたり価格流通に関する情報収集公表の措置を強化したほか、市場の改善取引の近代化、出荷、加工、保管等の施設の整備について新たな施策の検討を鋭意進めているので逐次実施に移す考であります。

農 林 省

通商産業省

総理大臣全国都道府県知事会議説示に盛り込むべき事項

三七・五・一八
通商産業省

(1) 当面の景気動向は、なお微妙な足どりを続けているが、これに対処して国際収支の均衡を達成し、わが国経済の安定的発展を達成するため、当面、国際収支改善のための諸対策に万全の措置を講ずべきであることはいうまでもない。

(2) このため、とくに輸出振興について、政府としては全力を傾ける所存であり、先般の輸出会議の要望は、政府部内において充分検討した上で一つ一つきめ細かく実施してゆくとともに、民間企業にも輸出最優先の体制で経営にあたられるよう要望したい。

(3) 当面の景気調整対策実施にあつても「角を矯めて牛を殺す」の最をおかすことは厳に避けなければならない。換言すればBEPの進展に見られるように目ざましい発展を遂げつつある世界経済の動向に立ち遅れないためには、長期的観点からする経済の高度成長と体質の改善のための政策は、閉却することのできない基本的課題であり、当面の課題の解決もこのような要請との調和を図りつつ実施して行くこ

とが必要とされる。

(4) かかる観点から、今後のわが国経済の安定的発展を図るためには、産業構造の将来のあり方と貿易の自由化に対処するための国際競争力強化の要請に十分に配慮を払うとともに、特に企業間、地域間に存在する格差の是正のため、中小企業基本法の制定を準備し、中小企業の育成振興を図るとともに産業の適正配置を通ずる地域開発のための施策に一層力を入れて行きたい。

官文第508号

昭和37年5月14日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

運輸大臣官房文書課長

全国都道府県知事会議における内閣
総理大臣の説示にもり込む事項につ
いて

昭和37年5月8日内閣参総第18号で依頼のあつ
た標記について、別紙のとおり送付いたします。

運
輸
省

裏
面
白
紙

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣
の説示にもり込む事項について

1. わが国貿易、経済の発展と国際収支均衡のためには海運の果たす役割は、きわめて大であるが、現在におけるわが国海運界の実状にかんがみ、海運企業の基盤を強化することが緊急の要務であり、このため政府としては所要の措置を講じつつある。
2. 港湾整備5か年計画により総額2500億円の規模をもつて、経済発展に伴う貿易並びに産業の基礎としての港湾整備を強力に推進するとともに、臨海都市の建設を促進する。
3. 陸上輸送力の増強は、国民経済発展のための不可欠の要件であり、これが整備拡充について万全の努力をいたしたい。また、大都市における交通難緩和のため、所要の規則措置を実施するとともに交通網の整備拡充に努める。
4. 最近における航空機の大型化、ジェット機化により航空旅客が激増する傾向にかんがみ、空港及び航空施設の整備強化を促進する。
5. 国際観光の振興を図り、国際収支の改善と国際親善の増進に寄与する。

4. 三河島列車衝突事故をはじめ、重大事故が続発している現状にかんがみ、これら交通事故防止のため、必要な措置を強力に推進したい。

運輸省

就業構造の近代化は進み、求人、求職も量的には均衡するに至っているが、反面、新規学卒者、技能労働者の不足、中高年令層求職者の就職難等解決を迫られている問題も多いので、地域開発、広域職業紹介等の推進によつて労働力需給の偏在を是正するとともに労働力の流動化を図り、また、職業訓練によつて技能労働者の養成を進め、もつて産業構造の高度化にも資する考えである。

また、労使関係の合理化近代化は経済発展のためにも不可欠であるので、自由にして民主的な労働運動の発展と近代的な労使関係の確立に努める考えである。

裏
面
白
紙

建設省

建審閣第9号

昭和37年5月18日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

建設大臣官房文書課長

全国都道府県知事会議における内閣
総理大臣の説示にもり込む事項につ
いて

様記について別紙のとおり送付いたします。

裏
面
白
紙

254

1 治水防災対策の推進

(1) 治山治水事業については、国土の保全と民生の安定を期する見地から、治山治水事業十箇年計画に基づきその促進に努めてきたところであるが、近年の災害発生状況にかんがみ、緊急を要する事業に重点を置いてその繰上げ実施を図り、格段の推進を期するものとする。

(2) 昨年の災害による公共土木施設等の災害復旧については、その緊要性にかんがみ、国庫負担等の特別の立法措置を講じたが、できるだけ早期にその完成を図るものとする。

2 水資源開発の促進

近年の産業の発展等に伴う著しい水需要の増大に対処し、本年5月水資源開発公団を発足させたが、広域的な用水対策として緊急に実施する必要がある事業については、同公団により強力にその推進を図るものとする。

3 道路整備の促進

(1) 道路整備五箇年計画に基づき、道路網の緊急整備を図るものとし、とくに全国的幹線道路をはじめとし、オリンピック関連道路、大都市地域の道路、産業開発及び観光上重要な道路等の整備に重点をおいて、積極的に事業の推進を図るものとする。

(2) 高速自動車国道については、名神高速道路の工費の促進を図るとともに、中央自動車道東京富士吉田線及び東海道幹線自動車国道の建設に着手するほか、国土開発縦貫自動車道の路線調査を促進するものとする。

4 都市施設の整備の促進

(1) 都市交通の状況を改善するため、街路、自動車専用道路、駐車場等の整備を促進するものとする。

(2) 都市の生活環境を大幅に改善するため下水道の整備を急ぐものとする。

5 住宅対策の強化推進

昭和45年度までに、適正な居住水準を確保

した「一世帯一住宅」を実現させることを目標とする10箇年(36~45年度)1,000万戸の住宅建設計画を着実に推進するため、次の対策を実施するものとする。

(1) 勤労庶民大衆の住宅を確保するため、
[redacted]、公営、公庫、公団等の
政府施策住宅の建設^{も推進するとともに}
民間住宅の建設についても積極的な促進
の措置を講ずる。

(2) 住宅の建設にあたつては、次の事項に重点を置く。

イ 都市、とくに東京、大阪等の大都市における著しい住宅不足の早期解消

ロ 地方の産業開発計画に対応する勤労者住宅の建設

ハ 農漁村住宅の改善、近代化の推進

ニ 住宅の不燃立体化と規模の引き上げ

ホ 勤労者の負担力に適応した家賃、割賦金による住宅の供給

ヘ 不良住宅の解消と住環境の整備改善

(3) 住宅建設の障害となつてゐる宅地難を早急

に打開するため、計画的かつ大規模な宅地開発を積極的に推進し、良好で低廉な宅地の大量供給を行なう。

(参考) 現在の住宅不足数は約300万戸

行管総第 / 3 号

昭和37年5月17日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

行政管理庁長官官房総務課長

全国都道府県知事会議における内閣総理
大臣の脱示にもり込む事項について
(回答)

(対：昭和37年5月8日付内閣参総第 / 8号)

標記については、当庁としての希望事項は別紙のとおり
りなので、よろしくお取り計らい願います。

行政
管理
庁

裏
面
白
紙

261

(別紙)

政府は国の行政の制度及び運営について根本的な改革を加え、総合的機能を発揮して時代の進展に即応した国民のための行政を確立するため、このたび臨時行政調査会を設置いたしました。

国の行政と地方行政との密接不可分な関係に鑑みまして、行政改革に関して各位の十分なる御理解と御協力を切望する次第であります。

37総課第163号

昭和37年5月18日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

科学技術庁長官官房総務課長

全国都道府県知事会館における内閣総理大臣の
説示にもり込む事項について(回答)

標記の件について、下記のとおりもり込んでいただきたくよ
ろしくお取り計らい願います。

記

1. 新らしい時代の経済の繁栄と国民生活水準の向上は、技術
革新によつてもたらされたものであり、このため世界各国と
も科学技術振興のため多大の努力をしていることは、万人の
認めるところであります。この世界的技術革新のさ中におい
て経済の発展と国民福祉の向上を図らなければならないわが
国にとって、科学技術の振興は最も重要な政策の一つであり、
格段の力を注いでいるところであります。

科学技術庁

科学技術庁

裏
面
白
紙

- 2 各都道府県の試験研究機関は従来もその地域の科学技術の
中枢的指導機関として地方産業の発展に大なる貢献をされて
きたところでありますが、この際各都道府県におかれては、
科学技術の重要性を十分に認識され、一段と試験研究機関の
刷新充実に努力されるとともに、幾漁業、中小企業における
技術水準の向上について万全の措置を講じられるよう希望す
るところであります。
- 3 なお近時核爆発実験が再開された情勢にかんがみ、わが国
としては従来よりも一層放射性降下物の調査及び分析に力を
注ぎ、これが対策に万全の措置を講ずる所存であります。

科学技術庁

裏
面
白
紙

私は、祖国の生命力の源泉である青少年が日本人たる自覚と遠大な使命感にもとづく明るい希望をもって、わが国の進展のために努力してもらいたいと考えている。

このため、政府としては、学校教育の充実はもちろん、青少年のための諸施設の増強、青年の海外派遣等の積極対策の推進、さらに、最近の経済成長に伴う施策として、機軸後継者の養成、勤労青少年に対する保護と福祉の増進、職業技術の教育、訓練の拡充に努力しているところであるが、最近の青少年非行は、遺憾ながら増加の傾向を示している。

これが対策には、政府としても努力致しているところであるがこのためには青少年の生活の実態に即した諸施策、特に、社会環境の浄化と家庭における教育、しつけが必要であるので、都道府県におかれても、実情に応じ青少年問題協議会をはじめ、教育関係者、青少年団体

指導者、各機関等の活動を強化され、家庭教育、学校教育を通じて積極的に青少年の健全育成対策を推進されるよう希望する。

別表 (1)

—首席内閣参事官—
 —内閣審議室長—
 —内閣調査室長—
 —法制局長官総務室主幹—
 —人事院事務総局管理局管理課長—
 —憲法調査会事務局長—
 —国防会議事務局長—

なし

—公正取引委員会事務局総務課長—
 —警察庁長官官房総務課長—
 —土地調整委員会事務局総務課長—
 —首都圏整備委員会事務局庶務課長—
 —官内庁長官官房秘書課長—

なし

○ 行政管理庁長官官房秘書課長
 —北海道開発庁庶務課長—
 —防衛庁長官官房総務課長—
 —経済企画庁長官官房秘書課長—
 ○ 科学技術庁長官官房総務課長

あり

なし

あり

裏
面
白
紙

別表 (2)

- 内閣総理大臣官房人事課長—
- 同— 会計課長—
- 同— 審議室長—
- 同— 公務員制度調査室長—
- 同— 広報室長—
- 同— 総理大臣官邸事務所長—
- 同— 厚生管理官—
- 同— 内閣文庫長—
- 同— 賞勲部長—
- 総理府恩給局長—
- 同— 統計局長—
- 同— 特別地域連絡局長—
- 那覇日本政府南方連絡事務所長—
- 中央災害救助対策協議会事務局長—
- 中央駐留軍離職者等対策協議会事務局長—
- 社会保障制度審議会事務局長—
- 中央青少年問題協議会事務局長 あ)
- 同和対策審議会事務局長—
- 臨時行政調査会事務局長—
- 日本学術会議事務局長—

なし

なし

裏面白紙

閣議第187号

昭和37年5月13日

内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

内閣官房内閣調査室長



全国都道府県知事会議における内閣総理大臣の

説示にもり込む事項について(回答)

昭和37年5月8日付内閣参総第18号をもって依頼のあつた標記のことについては、当室としては該当事項がないのでご回答いたします。

内 閣

裏面白紙

管 管 一 五 二 五

昭 和 三 七 年 五 月 二 日

内閣官房内閣参事官室

首 席 内 閣 参 事 官 殿

人事院事務総局管理局管理課長



全国都道府県知事会議における内閣総理大臣の
説示にもり込む事項について

(対昭和三七 年 五 月 八 日 付 内 閣 参 総 第 一 八 号)

標記について、希望する事項はありません。

以 上



270

裏
面
白
紙

裏面白紙

憲問第三一〇号

昭和三十七年五月十日

憲法調査会事務局長事務代理

大友 一郎

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣
の脱示にもり込む事項について（回答）

昭和三十七年五月八日付内閣参総第十八号をもつてお申越
しのあつた標記のことについては、当事務局には該当事項が
ありませんので、よろしくおとり計らいねがいます。



271

憲法調査会

総社発第160号

昭和37年5月11日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

社会保障制度審議会事務局長

全国都道府県知事会館における内閣総理大臣
の脱示にもり込む事項について

5月8日付内閣参事第18号を以つて依頼がありました標記
の件について当局には該当ありません。

総 理 府

裏面白紙

北開庶第140号

昭和37年5月15日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

北海道開発庁庶務課長



全国都道府県知事会議における内閣総理大臣
の説示にもり込む事項について

昭和37年5月8日付内閣参総第18号でお申し越しの
ありましたこのことについて、希望事項はありません。



北海道開発庁

裏面白紙

総統総第764号
昭和37年5月21日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

総理府統計局長

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣の
説示にもり込む事項について(回答)

5月8日内閣参総第18号で依頼の標記について、本局に
おいては、該当事項はありません。

総理府統計局

B 3 36 41



214

裏面白紙

(文書処理上の記事)

文書番号 内閣府 18 号 密

受付 昭和 年 月 日 校 訂

起案 昭和 37 年 5 月 26 日

決裁 (供覧) 昭和 37 年 5 月 29 日 発 送

施行 昭和 37 年 5 月 29 日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

首席内閣参事官

内閣参事官

事務官

起案者

係

電話 番

(件名)

全国都道府県知事会議における内閣総理大臣説示について

きたる 5 月 29 日開催される全国都道府県知事会議における内閣総理大臣説示について、別紙案のとおりとしてよろしいか、伺います。

内 閣

裏面白紙

275

都道府県
全国知事会議における内閣総理大臣説示（案）

本日ここに全国都道府県の知事各位の御参集を願ひ、第四十回通常国会において成立した法律と予算を中心として、各般の重要事項について会議を開くに当たり、所信を申し述べ、機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

私は、つとに外交と内政は一体不可分のものであるとの確信を披瀝し、内においては、民主的秩序を確立し、自由な経済体制のもとに、豊かな経済力を充実することによつて、国民の福祉の向上を図る。外に対しては、わが国が自由民主主義諸国の一員であると同時に、アジアにおける一員であるという立場にあつて、世界の繁栄と平和のために貢献をなすことに意を用いて参つたのであります。

幸い、本国会は、平和と繁栄の道に歩み、国を正常化するの道に歩み、昭和三十七年度予算や政府の企図した重要施策に関する法案の殆んどが成立をみた次第であります。国会正常化のための慶賀にたえません。文教の問題、国家と民族の将来を決する、もつとも基本的な問題であると考えます。

わけても、次代をにたり青少年の養成こそ、国作りの大本であります。教育を通じて青少年の人間形成がなされ、健全な国民の育成が行なわれ、わが国の繁栄を保持するものとすべきであります。青少年が日本人たる自覚と遠大な使命感をもち、専門的技術の身に付け、希望をもち、わが国の将来のにない手となられるより期待いたしております。

このため、政府としては、学校教育、社会教育、職業教育、農林に就いた青少年のためには、優秀な農家後継者の養成を、都市に出た勤労青少年のためには、労働条件の改善や福祉の増進等を、特に推進いたす所存であります。

また、高等学校生徒の急増については、万全の措置を講ずるべく、このころであります。さらに今後の実情に即して、支障のないよう積極的な姿勢で措置する所存であります。さき、政府は義務教育の教科書無償の地方針を決め、制定をみた

なお又、

法律に基づいて実施の準備を進めているところであります。また、教育の機会均等を一段と推進するため、特殊教育、へき地教育等の振興に努力をいたし、また、育英奨学の拡充に努めたいと考えています。一方、非行をおかす青少年が近時増加した点に注意しなければなりません。これに対しましては、関係諸機関を督励して、防止、予防に努めておられますが、青少年非行対策は、社会環境の浄化とともに、家庭教育、特に、母親の幼時期におけるしつけが最も大切でありますので、この面を促進するよう力を注いで参りたいと存じます。

政府は、国民のための行政を確保するために、みずからの姿勢を正し、その綱紀の維持と行政の効率的運営に不断の努力をはらつて参つております。今回、国の行政の制度及び運営について根本的な刷新を加え、総合的機能を発揮して時代の進展に即応した国民のための行政を確立するため、臨時行政調査会を設置いたしました。行政改革に關して各位の十分なる御理解と御協力を得るとともに、地方公共団体の組織及び運営についても、国の措置に即応して刷新合理化につとめられたいのであります。

最近の経済情勢は、景気調整策の効果が漸くあらわれてきているものの、なお予断を許さぬ微妙な段階にあります。政府としては、今後の景気動向には特に慎重な態度でのぞむ考えであります。が、本年度下期中に国際収支の均衡回復と目標を定め、輸出の振興、設備投資の抑制等の景気調整対策は引き続き徹底を期する必要があると考えています。しかしながら、当面の景気調整策の実施に当たつても、欧州経済共同体の進展に見られるような目ざましい世界経済の発展の動向に対処するためには、長期約観点からする経済の健全な成長と体質改善の近代化に不慮の努力を怠るべきではないのであると、わが国経済の基本的課題であります。当面の対策もこのような根本的な経済政策との調和のもとに実施されなければならぬのであります。このように、本高度な経済成長の基盤を固め、社会の安定と発展に寄与するところ、政府としては、社会保障の充実、意を用いて、貧困層であります。これらの施策は逐年拡大整備され、生活困窮者や低所得層に対する社会保障は、医療保障の拡充とともに、その改善の跡は見るべきものがあり、着実

な前進を遂げております。今後一層この分野においても、各位の協力を得て、その充
 実整備をはかりたいと決意しております。

道路、港湾その他の社会資本の充実は、もつぱら政府及び地方公共
 団体の任務であります。また、港湾整備五カ年計画、道路整備五カ年計画、

治山治水事業十カ年計画等の基本政策に基づき社会資本の充実を図る
 べきことは当然であります。

農地法及び農業協同組合法の改正による農地の流動化と協業
 の促進は、零細農業構造を改善して農業経営の近代化を推進するものであります。

地域開発・広域職業紹介等の進展に伴つて労働力の流動化をすすめ
 るとともに、技能労働者の養成につとめ、等の諸施策を強力に展開し

経済の合理的、安定的な均衡のとれた発展に寄与したい所存であ
 ります。

また、今国会において成立した新産業都市建設促進法
 の成立も、地方開発の中核となる新産業都市の建設事業は、都道府県が中

心となつて推進するものでありますから、都道府県、市町村は、積極的協力を
 果たすよう努めてまいります。

最後に地方自治行政について申し上げます。

地方財政は、逐年購じて参りました諸施策と各位の御努力により、
 かつての困難な時期を脱し、地方行政水準の向上にも力をいたすこ

とができるようになったことは、御同慶にたえないところであります。

昭和三十七年度における地方財源につきましましては、地方税等におい
 て引き続き増収が見込まれるとともに、今回の税制改正に当たり、国

から地方に対し税源を移譲して、地方自主税源の充実を図り、さらに、
 地方交付税の率の引き上げを行なう等の措置により、地方財源の一層

の充実強化を図ることといたしました。

各位におかれましても、国の財政運営の方針と基調を一にし、健全
 財政を確保するとともに、均衡ある地域社会の発展と住民福祉の向上

に努力されることを期待してやみません。

以上所信の一端を申し述べ、各位の御協力を重ねてお願い申し上げ
 ます。

全国知事会議における内閣総理大臣説示（案）

本日ここに全国都道府県の知事各位の御参集を願ひ、第四十回通常国会において成立した法律と予算を中心として各般の重要事項について会議を開くに当たり、所信を申し述べる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

私は、つとに外交と内政は一体不可分のものであるとの確信のもとに、内においては民主的秩序を確立し、自由な経済体制のもとに豊かな経済力を充実することによつて国民の福祉の向上を図るとともに、一方外に対してはわが国が自由民主主義諸国の一員であると同時に、アジアにおける一員であるという立場にあつて、世界の繁栄と平和のために貢献をなすことに意を用いて参つたのであります。

幸い、本国会は各党一致による国会正常化への努力によりまして、昭和三十七年度予算や政府の企図した重要施策に関する法案の殆んどが成立をみた次第であります。

文教の問題は、国家と民族の将来を決するもつとも基本的な問題であると考えます。

わけでも、次代をになり青少年の教育こそ国作りの大本であります。教育を通じて青少年の人間形成がなされ、健全な国民の育成が行なわれてはじめて国家の繁栄を保持することができるのであります。

私は、青少年が日本人たる自覚と遠大な使命感とゆかしい学問教養、技術を身につけ、希望をもつて、わが国の将来のにない手とられるよう期待いたしております。

このため、政府としては、学校教育、社会教育を更に一層充実することはもちろん、最近の経済成長に伴う施策として、農村に残つた青少年のためには優秀な農家後継者の養成を、都市に出た勤労青少年のためには労働条件の改善や福祉の増進等を、特に推進いたす所存であります。

また、高等学校生徒の急増については、万全の措置を講じているところでありますが、さらに今後の実情に即して支障のないよう積極的な姿勢で措置することは当然のことであります。

さきに、政府は義務教育の教科書無償の大方針を決め、制定をみた

法律に基づいて実施の準備を進めているところでありましたが、さらに、教育の機会均等を一段と推進するため、特殊教育、へき地教育等の振興に努力をいたし、また、育英奨学の拡充に努めたいと考えます。

一方、遺憾ながら非行をおかす青少年も近時増加いたしております。これに対しましては、関係諸機関を督励して、防止、予防に努めておりますが、青少年非行対策は、社会環境の浄化とともに、家庭教育、特に、母親の幼時期におけるいづけが最も大切でありますので、この面を促進するより力を注いで参りたいと存じます。

政府は、国民のための行政を確保するために、みずからの姿勢を正し、その綱紀の維持と行政の効率的運営に不断の努力をはらつて参つておりますが、今回、国の行政の制度及び運営について根本的な刷新を加え、総合的機能を発揮して時代の進展に即応した国民のための行政を確立するため、臨時行政調査会を設置いたしました。行政改革に關して各位の十分なる御理解と御協力を得るとともに、地方公共団体の組織及び運営についても国の措置に即応して刷新合理化につとめられたいのであります。

最近の経済情勢は、景気調整策の効果が漸くあらわれてきているものの、なお予断を許さぬ、極めて微妙な段階にあります。政府としては今後の景気動向には特に慎重な態度でのぞむ考えであります。本年度下期中に国際収支の均衡を回復するとの目標を堅持し、輸出の振興、設備投資の抑制等の景気調整対策は引き続き徹底を期する必要があると考えております。しかしながら、当面の景気調整策の実施に當つても、欧州経済共同体の進展に見られるような目ざましい世界経済の発展の動向に対処するためには、長期的観点からする経済の高度成長と体質改善のための政府の経済政策は、わが国経済の基本的課題であります。当面の対策もこのような根本的な経済政策との調和のもとに実施されなければならぬのであります。このような高度な経済成長の歩みに伴なり社会的変革に対処いたしますために、政府としては、今後とも社会保障の充実に意を用いて参る所存であります。これらの施策は逐年拡大整備され、生活困窮者や低所得層に対する社会保障は医療保障の拡充とともに、その改善の跡は見るべきものがあり、着実

な前進を遂げて参つているのであります。

道路、港湾その他の社会資本の充実、もつぱら政府及び地方公共団体の任務であります。が、港湾整備五カ年計画、道路整備五カ年計画、治山治水事業十カ年計画等の基本政策に基づき社会資本の充実に努めるとともに、農地法及び農業協同組合法の改正による農地の流動化と農業の促進は、零細農業構造を改善して農業経営の近代化を推進し、また、地域開発、広域職業紹介等の進展に伴つて労働力の流動化をすすめるとともに、技能労働者の養成につとめる等の諸施策を強力に展開して、経済の合理的、安定的な均衡のとれた発展に寄与したい所存であります。また、今国会において成立をみました新産業都市建設促進法による地方開発の中核となる新産業都市の建設事業は、都道府県が中心となつて推進するものでありますから、都道府県、市町村とも十分に協力して有効適切な事業の実施に努力していただきたいと存じます。

最後に地方自治行政について申し述べます。

地方財政は、逐年購じて参りました諸施策と各位の御努力により、かつてこの困難な時期を脱し、地方行政水準の向上にも力をいたすことが出来るようになったことは、御同慶にたえないところであります。昭和三十七年度における地方財源につきましましては、地方税等において引き続き増収が見込まれるとともに、今回の税制改正に当たり、国から地方に対し税源を移譲して地方自主税源の充実に努め、さらに、地方交付税の率の引き上げを行なう等の措置により、地方財源の一層の充実強化を図ることといたしました。

各位におかれましても、国の財政運営の方針と基調を一にし、健全財政を確保するとともに、均衡ある地域社会の発展と住民福祉の向上に努力されることを期待してやみません。

以上所信の一端を申し述べ、各位の御協力を重ねてお願い申し上げます。

知事会議内閣総理大臣説示(案)

白羽書

本日ここに全国都道府県知事各位の御集集を願ひ
第四十回通常国会において成立しに依りて予算と中心と
して各般の重要事項について会議を開くに當り、所信を
陳述する機会を得たことは、私の深く喜びとする所
であります。

私は、つとに外交と内政は一体不可分のものであると
確信のもとに、内においては民主的秩序を確立し、自由
な経済体制のもとに豊かな経済力を充實することによつて
国民の福祉の向上を図るとともに、一方自由民主主義諸
国の一員あると同時に、アジアにおける一員であるという立
場にあつて、世界の繁栄と平和のためにわが国独自の貢献
をなすことに意を用ひて参つたのであります。

幸ひ、本国会は各党一致による国会正常化への努力
により、昭和三十一年度予算や政府の企圖に
重要施策に關する法案の大半が成立したのであります。

(31年31/30)

三 政 略

会期等の関係から継続審議となり或いは成立に至ら
なかつた法案につきましては、行政上遺憾のないようでき
うる限りの配慮をいばらうとするとともに、参議院議員
通常選挙後の国会においてそのすみやかな成立を期
し、処理しにいた所存であります。

最近における国際情勢は、依然東西対立の陰雲な様
相を呈し、緊張緩和は、いかに望みかたない状況にあるこ
とは、衆承知のとおりであります。当面の東西対立の焦
点は一西はベルリン問題、東はラオス情勢にばらばら、
これら二問題の今後の推移がこれからの世界情勢の
動向を左右するものと予想されます。わが国としては今
後いし世界平和機構としての国連を中心として、自由陣
営の一員としての立場を堅持しつつ自由民主主義諸
国と自主的立場に立つて協力し、一方、アジアにおける
一翼として、現在世界の調和ある発展と協力関係
を阻害している大きな原因の一つがいわゆる後進国の
不安定な政治経済情勢に存するところを思いをいたし、ア

(313) 34×301

三 治 省

をますます強化充実にして更に日本の国際的信用を
高め、忍耐強くかつ地道に平和への努力を今後とも続
けらるゝものにわが国の国際的地位の向上につとめて参り
たいと考えております。

文化国家としての繁栄を保持し、国家社会の民主的
秩序と確保するためには、国民の政治に対する信用を
たかめることが必要であり、それは、公明適正な選挙を前
提とするものであります。政府が今国会において公職選挙

法改正を行なつたゆえんも、選挙界の現状にかんが
み、世論の動向を推測して選挙の公明化をはかりたい
かうであります。選挙を公正明朗に実施するためには、
もとより制度の改正も大切であります。国民が民主主
義の精神にのっとり、自己の権利を正しく行使することに
あります。公明選挙運動は、この国民の政治に対する道義
心の高揚を目的として推進されるものであります。来
るべき参議院議員通常選挙にあつては、政府は、改正

信にのっとり、各位の積極的な協力のもとに、公明選挙
の実をあげ、もって民主政治の健全な発達に資したい所
存であります。

国家社会の秩序の安定は、国民一人一人が国民生活
の支柱となす民主的な秩序を尊重し、これを
遵奉することによって確保されるものであると
思います。

わけても祖国の生命力の源泉である青少年が日本人
の自覚と将来への明かき希望にそえて民主的秩序の
確立とわが国の進展のために努力することを期待する
ものであります。しかるに、最近における青少年の非行
が増加の傾向にあることは、まことに遺憾であり、政府と
しては、教育を通じて健全な国民としての育成を図る
ための勤労青少年に対する福祉の増進、職業技術の教
育訓練の拡充等、学校教育、社会教育の充実に努力
を続けたい所存であります。各位におかれても
青少年の生活の実態に即した諸施策、特に社会環境の

(31) 24×30

四 政治

6
浄化と家庭における教育、しつけについて関係機関と協
力の積極的、青年の健全育成対策の推進に努
められたいのであります。

政府は、国民のための行政を確保するために、みずから
の姿勢を正し、その綱紀の維持と行政の効率的運営に不
断の努力をばらうて参っておりますが、今回、国の行政の制
度及び運営について根本的な刷新を加え、総合的機能
を発揮して時代の進展に即応し、国民のための行政を確立
するために、臨時行政調査会を設置いたしました。国の行
政と地方行政とは密接不可分の関係にあることに鑑みま
して、行政改革に關して各位の十分なる御理解と御協
力を得るとともに、地方公共団体の組織及び運営について
国の措置に即応して刷新合理化につとめられたいので
あります。

わが国の経済は、驚異的復興と伴、生産技術も著
しく進歩し、国民生活は着実な向上を記録するところであ
る。

ました。昨年の日本経済は、設備投資の著しい増大と消費の堅調にささえられて、きわめて旺盛な拡大と統計、三十六年度の国民総生産は三十五年度の実績に比し、十四パーセントにも上る成長を示してゐるのであります。この結果、国民生活水準の向上、雇用の改善と並行して、貿易の自由化に対応する産業の近代化に顕著な成果をおさめております。しかし、この反面、この成長のテンポは予想をはるかに上廻り、内需の旺盛と輸出の停滞による国際収支の悪化をまねき、また消費着物価の上昇、労働力の不足、資源・エネルギーの社会資本の乏しくおくれが顕著となるなど、経済の各方面に不均衡を生ずるに至りましたが、これは予期以上の経済成長が、不均衡を引きおこしたものと見るべきであらうと思ひます。私はこの事態の政策的な対応にあり、わが国経済の堅実な成長を期するに、設備投資の抑制等の景気調整策をとつて、たのであります。

(31分24秒)

正 答

最近輸出の好転、卸売物価の軟化等景気調整策の浸透が見られて参ります。政府としては今後の景気動向には特に慎重な態度でのぞむ考えであります。本年度下期中に国際収支の均衡を回復することの目標を堅持し、輸出の振興、設備投資の抑制等の景気調整策は引き続き徹底を期する必要があると考えております。しかしながら、当面の景気調整策の実施に当たっては、改訂経済共同体の進展に足るものがない、また世界経済の急激な動向に対処するためには、長期的観点からする経済の高成長と体質改善のための政府の経済政策は、わが国経済の基盤的課題であります。当面の対策もこのような根本的な経済政策との調和のもとに実施されなければならないのであります。このような高度な経済成長の歩みに伴う社会的変革に対処いたしますために政府としては今後とも社会保障の充実に意を用いて参る所存であります。

(31.7 31×30)

ります。これらの施策は逐年拡大整備され、生活困窮者や低所得層に対する社会保障は医療保障の拡充とともに、その改善の跡は見るべきものがあり着実な前進を遂げてきているのであります。

道路、港湾その他の社会資本の充実は、もつぱら政府及び地方公共団体の任務であります。港湾整備五年計画、道路整備五年計画、治山治水事業十年計画等の基本政策に基づき、社会資本の充實を図るとともに、農地法及び農業協同組合法の改正による農地の流動化と協業の促進は、今般農業構造を改善して農業経営の近代化を推進し、また、地域開発、広域職業紹介等の進展に伴い、労働力の流動化をすすめるとともに、技能労働者の養成につとめる等の諸施策を強力に展開して経済の合理的、安定的な均衡のとれた発展に寄与したい所存であります。特に、今国会において制定し、新しい新産業都市建設促進法により

地方自治の中核となる新産業都市を建設し、大都市における人口と産業の集中を防止し、地域振興の是正と生産力の増進を図ることにより、この新産業都市の建設事業は、都道府県が中心となつて推進するのであります。都道府県、市町村とも十分に協力して、有効な事業の実施に努め、力をつけていく必要があります。また、わが国は、世界に数例のみ、災害国であり、連年甚大な被害を受けて、その対策は、国及び地方公共団体を通じて最も重要な課題の一つであります。政府においては、昨年度、災害対策基本法を制定し、国、地方公共団体の所管に關する責任を清く、施策の基本を明確にする一方、国土の事業について、国土の災害防止の状況にかんがみ、緊急を要する事業に重点を置いて、繰り上げ実施を図り、格段の推進を期する考えであります。

最後に、地方自治行政について述べます。

（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）

正 答

地方財政は、近年講いて参りました諸施策と各地の御努力により、かつてこの困難な時期を脱し、地方行政水準の向上にも力をいたすことが出来るようになったことは、御同慶に記さねないところであります。

近年のわが国経済のめざましい発展と国民生活水準の向上に対応し得る産業国連施設、交通施設、文教施設、生活環境施設等社会資本の充實と産業構造の改善、雇傭の安定、社会福祉の充実等の国々施策に対応して各般にわたる地方行政水準の向上が強く期待されるところであります。また、国土の全域を遍する均等な発展を期し、地域格差の是正をはかるため、国と地方公共団体が相協力して、新産業都市の建設、低所得地域の工業開発の促進、へん地に於ける公共的施設の整備等について各般の施策を講ずることといたしております。

政府として、まづはこれらの要請に応えるため、今後

の税制改正に当り、国から地方に対し税源を移譲して地方
自主税源の充實を図るとともに、地方交付税の率の引き
上げを行なう等の措置により、地方財源の一層の充
實強化を図ることをいたしました。

各位におかれましても、国の財政運営の方針と基調
を一新し、健全財政を確保するとともに、均衡ある地域
社会の発展と住民福祉の向上に努められんことを期
待してやみません。

なお、地方行政につきましても、負担已令の適正化と行政
責任の明確化をめぐって行政事務の再配分その他制度
的にも解決すべき問題が少なくないのであります。が、
国庫補助金制度等についても根本的な検討を加え
て社会経済の進展に即応した合理的な財政制度を確
立して参りたい所存であります。これらの改革に当って、
もとより、地方自治行政の立場を充分に尊重する所存で
もありますので、各位におかれましても、国及び地方と通ずる

合理的な制度改革に對して、充分の御理解と御協力を
得にいたしております。

以上所信の一端を申し述べ、各位の御協力を重ね
てお願い申し上げます。

昭和三十七年五月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇 人

13

(21号 31×30)

国 治 省

都道府県
全国知事会議における内閣総理大臣説示 案

本日ここに全国都道府県の知事各位の御参集を願ひ、第四十回通常国会において成立した法律と予算を中心として各般の重要事項について会議を開くに当たり、所信を申し述べる機会を得ましたことは、私の深く喜びとするところであります。

私は、つとに外交と内政は一体不可分のものであるとの確信を堅持して、内においては民主的秩序を確立し、自由な経済体制のもとに豊かな経済力を充実することによつて国民の福祉の向上を図るとともに、海外に対してはわが国が自由民主主義諸国の一員であると同時に、アジアにおける一員であるという立場にあつて、世界の繁栄と平和のために貢献をなすことに意を用いて参つたのであります。

幸い、本国会は各党一致による国会正常化への努力はよりまして、昭和三十七年度予算や政府の企図した重要施策に関する法案の殆んどが成立をみた次第であります。今後、この成果をいかに活用し、文教の問題は、国家と民族の将来を決するもつとも基本的な問題であると考えます。

わけても、次代をにたり青少年の教育こそ国作りの大本であります。教育を通じて青少年の人間形成がなされ、健全な国民の育成が行なわれてはじめて国家の繁栄を保持することができるのであります。

私は、青少年が日本人たる自覚と速大な使命感とゆかしい学問的教養と技術を身につけ、希望をもつて、わが国の将来のにない手となれるよう期待いたしております。

このため、政府としては、学校教育と社会教育を更に一層充実することとはもちろん、最近の経済成長に伴う施策として、農村に残つた青少年のためには優秀な農家後継者の養成を、都市に出た勤労青少年のためには労働条件の改善や福祉の増進等を、特に推進いたす所存であります。

また、高等学校生徒の急増については、万全の措置を講じているところでありますが、さらに今後の実情に即して支障のないよう積極的な姿勢で措置することは当然のこととであります。さきに、政府は義務教育の教科書無償の方針を決め、制定をみた

な前進を遂げて参つてゐるのであります。道路、港湾その他の社会資本の充実は、もつぱら政府及び地方公共団体の任務であります。が、港湾整備五カ年計画、道路整備五カ年計画、治山治水事業十カ年計画等の基本政策に基づき社会資本の充実を図ることも、農地法及び農業協同組合法の改正による農地の流動化と協業の促進は、零細農業構造を改善して農業経営の近代化を推進し、また地域開発、広域職業紹介等の進展に伴つて労働力の流動化をすすめるとともに、技能労働者の養成につとめる等の諸施策を強力に展開し、経済の合理的、安定的な均衡のとれた発展に寄与したい所存であります。また、今国会において成立をみました新産業都市建設促進法による地方開発の中核となる新産業都市の建設事業は、都道府県が中心となつて推進するものでありますから、都道府県、市町村とも十分協力して有効適切な事業の実施に努力していただきたいと存じます。最後に地方自治行政について申し述べます。地方財政は、逐年購じて参りました諸施策と各位の御努力により、かつての困難な時期を脱し、地方行政水準の向上にも力をいたすことができるとなつたことは、御同慶にたえないところであります。昭和三十一年度における地方財源につきましては、地方税等において引き続き増収が見込まれるとともに、今回の税制改正に当たり、国から地方に対し税源を移譲して地方自主税源の充実を図り、さらに、地方交付税の率の引き上げを行なう等の措置により、地方財源の一層の充実強化を図ることといたしました。各位におかれましても、国の財政運営の方針と基調を一にし、健全財政を確保するとともに、均衡ある地域社会の発展と住民福祉の向上に努力されることを期待してやみません。以上所信の一端を申し述べ、各位の御協力を重ねてお願い申し上げます。